

令和 5 年度

春日部市男女共同参画推進センター

要 覧

(令和 4 年度統計)

ハ一モ二一春日部

目 次

1	春日部市男女共同参画推進センターの概要	1
2	春日部市男女共同参画推進条例	4
3	春日部市男女共同参画推進センター条例	6
4	春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則	12
5	令和4年度春日部市男女共同参画行政所管組織	16
6	団体登録制度	17
7	使用方法	19
8	令和4年度利用統計	25
9	令和4年度情報事業	26
	（1）情報ライブラリー／パネル展示テーマ	26
	（2）令和4年度図書関係	27
10	令和4年度主催事業実績	31
	（1）学習提供事業	32
	（2）利用団体交流事業・市民活動支援事業	47
11	令和4年度自主事業実績	49
12	令和4年度ハーモニー相談事業	50
	（1）女性の悩み相談 利用統計（令和4年度分）	51
	（2）男性のための相談 利用統計（令和4年度分）	52

1 春日部市男女共同参画推進センターの概要

愛称:ハーモニー春日部

(1) 趣旨

男女共同参画社会の実現のための活動拠点。男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野の活動に参画できるようにするために、必要な情報や学習の機会を提供する。また、男女共同参画に関する問題を継続して考え、問題解決に向かって自主的な活動ができるように支援する。老若男女、あらゆる市民に対して開かれた、ふれ合い、学び合いの場とする。

(2) 施設概要

所在地	春日部市緑町三丁目3番17号
敷地面積	2,637.97㎡
床面積	約1,085.05㎡
階数/構造	地上2階一部地下1階 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)

(3) 主な機能と施設内容

①情報機能 男女共同参画に関する資料・図書の閲覧・貸出。調査研究の手伝い。

※情報ライブラリー(78.00㎡)

②相談機能 家庭・職場・地域などで生じる様々な悩み事や問題に対して、女性相談員が相談に応じる。(総合相談、からだ・母乳・育児相談、カウンセリング相談、法律相談)その他、男性の相談員による男性のための相談を行う。

※相談室1(18.00㎡)

③学習機能 男女共同参画社会の実現に向けて各種セミナーや講演会などを開催し、主体的な問題解決の能力を養う。

※多目的ホール(135.81㎡)、生活学習室(97.28㎡)、

研修室1(60.00㎡)、研修室2(39.00㎡)、

和室・茶室(41.60㎡)、印刷工房(14.40㎡)、

こどものへや(34.20㎡)

④交流機能 個人やグループ活動及びグループ間交流やネットワーク作りを支援する。男女共同参画社会に向けて活動する人たちの輪を広げる。

⑤駐 車 場 32台 (身障者用1台含む) [駐 輪 場] 24台

⑥そ の 他 事務室 (40.00㎡)、サークル活動室 (38.00㎡)、
ミーティングルーム (6.50㎡)、男女各トイレ、多目的トイレ、男女
各更衣室、給湯室、授乳室、倉庫、生活学習室倉庫

(4) 工 程

平成 9年度	基本設計・実施設計
平成10年度	用地取得・11月着工
平成11年度	10月完成
平成11年度	12月4日オープン

(5) 建設事業費

502,371,197円

(6) 補助金

彩の国づくり推進特別事業費補助金	44,000,000円
氷蓄熱式空調システム普及促進事業補助金	892,500円

(7) 指定管理者

平成30年4月1日より指定管理者制度へ移行

指定管理者

東京都千代田区三番町2番地

株式会社コンベンションリンケージ

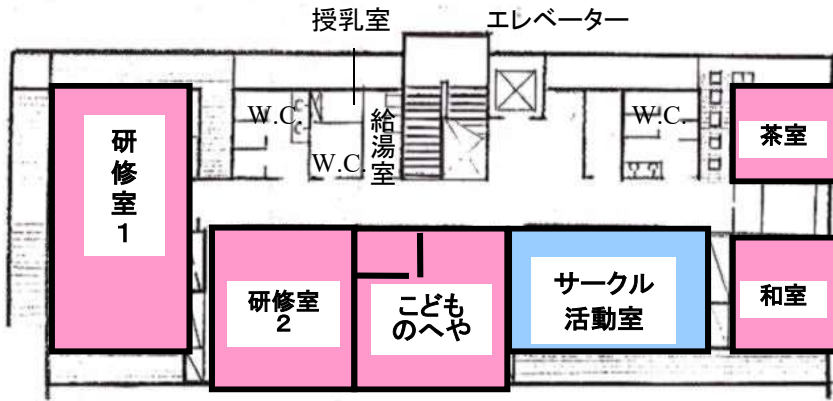
代表取締役 平位 博昭

(8) 愛称のいわれ

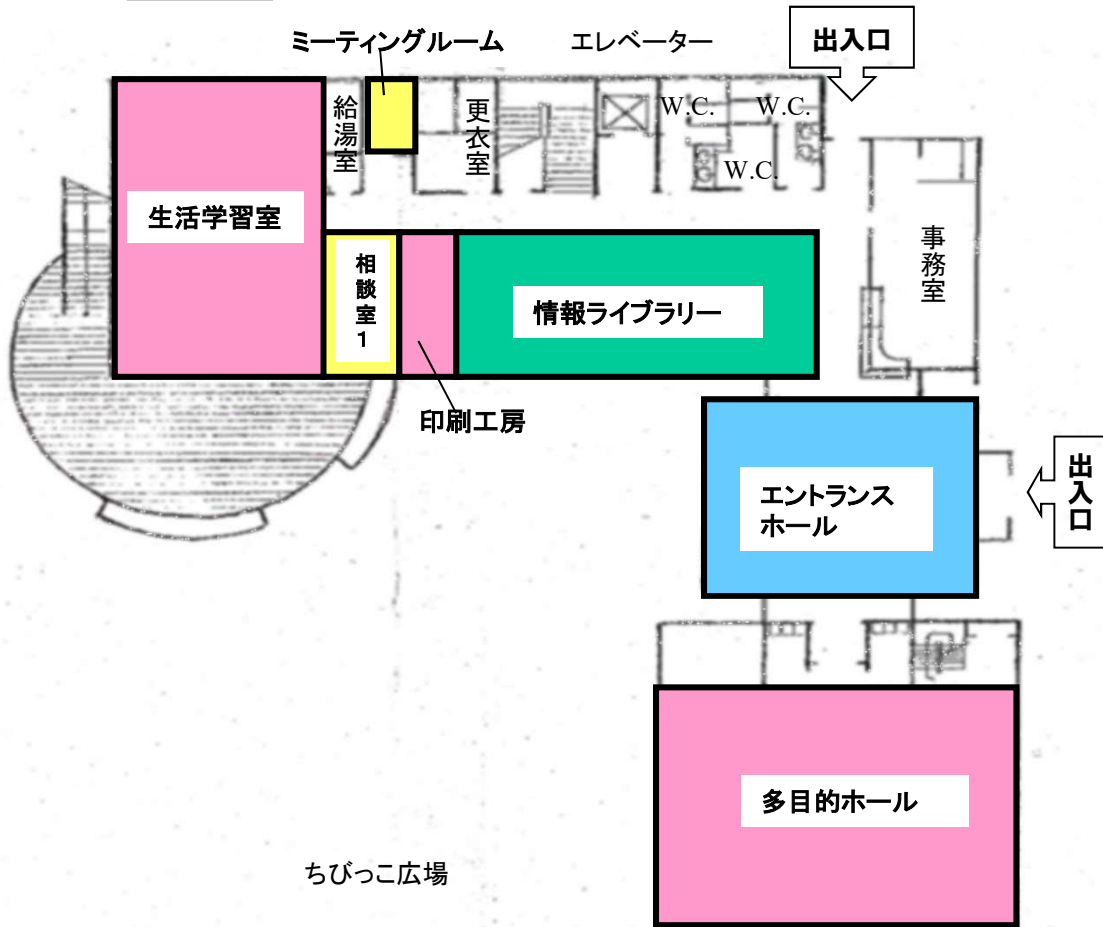
女性と男性の調和 (ハーモニー) やセンターと街の調和を願って名付けられました。また、男女が社会の対等な構成員として和音を奏でるという意味も込められています。

ハーモニー春日部平面図

2階



1階



2 春日部市男女共同参画推進条例

平成18年12月18日 条例第57号

我が国は、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、さらに男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女平等の実現のため、国際社会の取組と連動しながら様々な施策を講じてきました。

春日部市は、誰もが平等で平和な生活を送ることができる社会実現のため、県下に先駆けて、男女共同参画を推進するための拠点施設を開設し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行、配偶者等への暴力など、真の男女平等を達成するには、いまだに多くの課題が存在しています。

春日部市が、埼玉県東部地域の中核都市として、また、将来にわたって豊かで活力あるまちとして発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要です。

私たちのまち「春日部市」は、市民一人ひとりの価値観や生活様式に照らし合わせ、豊かに生活でき、男女が社会の対等な構成員として自らの意思と責任により、あらゆる分野へ共同参画する社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに市の施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共同して責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (5) 配偶者等 配偶者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）を旨として行わなければならない。

- (1) 男女が性別によって差別されることがなく、あらゆる場で人類が共有する普遍的価値である人権が尊重され、公平に自己実現がされ、及び個人自らの意思によってその能力が発揮できること。
- (2) 男女の固定的な役割分担を見直し、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で共同して参画する機会を確保するために、積極的に格差をなくすこと。
- (3) 配偶者等からの暴力及び児童への暴力並びに性的いやがらせによって、個人の尊厳を害してはならないこと及び被害にあった人に対する必要な支援をすること。
- (4) 社会における制度及び慣行が男女の活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮し、男女が社会、経済及び家庭において自立した生活を営み、家庭とその他の活動との両立ができるよう必要な支援をすること。
- (5) 男女が互いに人権尊重の視点に立ち、妊娠、出産を含む性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 国際社会を視野に入れ、それぞれの地域で取り組むこと及び市内に在住する支援が必要な外国人へ配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国及び県等と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野に積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって男女が共同して参画できる体制を整備するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 市、市民及び事業者は、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、配偶者等への暴力その他の性別に起因する暴力及び性的いやがらせを行ってはならない。

(性別による権利侵害への対応)

第8条 市は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談の窓口を置くものとする。

2 市は、前項の相談を受けた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(配偶者等からの暴力の防止等)

第9条 市は、配偶者等からの暴力の防止に努め、配偶者等からの暴力を受けた者に対し、関係機関と協力して支援するものとする。

(広報物への留意等)

第10条 市は、広報物を作成するに当たっては、その表現において基本理念に留意しなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、広報物を基本理念に留意して作成するよう啓発しなければならない。

(教育及び学習)

第11条 市及び教育に携わる者は、市民及び事業者と協力し、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場での教育及び学習の機会を確保し、男女における人権尊重並びに平等に関する教育及び学習を推進しなければならない。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会形成の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(推進体制)

第13条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(苦情等への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者からの苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 春日部市男女共同参画推進センター条例

平成17年10月1日条例第27号

改正

平成19年3月20日条例第11号

平成29年3月16日条例第9号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を促進するため、春日部市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日部市男女共同参画推進センター

位置 春日部市緑町三丁目3番17号

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に係る学習の機会の提供に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に係る相談に関すること。
- (4) 多目的ホール、研修室、生活学習室等の使用に関すること。
- (5) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可及び制限)

第5条 センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
- (6) その他管理上支障があるとき。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上支障があるときは、使用について条件を付することができる。

(譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成29年条例9号〕

(許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項第1号から第5号までのいずれかに違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用時間)

第8条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(休所日)

第9条 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 市長は、前項に規定する休所日のほか、センターの管理上支障があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

一部改正〔平成19年条例11号・29年9号〕

(入所の制限)

第10条 市長は、センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(原状回復義務)

第11条 使用者は、センターの使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(損害賠償)

第12条 使用者は、使用に際し施設設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料)

第13条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設等を使用することができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者の指定の手続)

第17条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な

管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書によるセンターの管理運営が市民の平等なセンターの利用を確保することができること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。
- (4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定の制限)

第18条 次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

- (1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
- (2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
- (3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人（令第133条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(欠格事項)

第19条 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
- (3) 法人その他の団体の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者の業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) センターの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条及び第7条から第9条までの適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(管理の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者の業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- (2) センターの維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(事業報告の聴取等)

第23条 市長は、指定管理者の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
- (3) 第18条各号の指定の制限及び第19条第1項各号の欠格事項に該当したとき。
- (4) 第21条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者による施設の原状回復義務)

第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(損害賠償義務)

第26条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第27条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(利用料金の納付等)

第28条 第13条の規定にかかわらず、第16条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準等により利用料金の減免又は還付をすることができる。
- 3 指定管理者は、使用者が第1項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
- 4 市又は指定管理者は、使用者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成19年条例11号・29年9号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前までに、春日部市男女共同参画推進センター設置及び管理条例（平成11年春日部市条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月20日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例に規定する施設の使用に係る使用料については、平成19年11月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月16日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に春日部市男女共同参画推進センターの管理を行わせるときは、当該管理を行わせる日前に第1条の規定による改正前の春日部市男女共同参画推進センター条例の規定により市長がした使用の許可その他の処分（同日以後の使用に係るものに限る。）又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、同日以後は、第1条の規定による改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした使用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第13条関係）

春日部市男女共同参画推進センター使用料

施設等の名称	時間区分	金額（円）					
	午前 8時30分から 午前10時30分まで	午前 10時30分から 午後0時30分まで	午後 1時から午後 3時まで	午後 3時から午後 5時まで	午後 5時30分から 午後7時30分まで	午後 7時30分から 午後9時30分まで	
多目的ホール	1,100						
生活学習室	800						
研修室1	500						
研修室2	300						
茶室・和室	300						
附属設備	別に市長が定める。						

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

4 春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則

平成17年10月1日規則第12号

改正

平成19年8月1日規則第62号
平成19年11月29日規則第87号
平成20年6月26日規則第54号
平成25年3月15日規則第21号
平成28年3月25日規則第62号
平成29年3月16日規則第12号
平成30年3月28日規則第34号
平成31年3月22日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市男女共同参画推進センター条例（平成17年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 春日部市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）は、市民生活部市民参加推進課が所管する。

一部改正〔平成25年規則21号〕

(許可手続等)

第3条 条例第5条第1項の規定により、センターの使用の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、春日部市男女共同参画推進センター使用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による予約者の決定の後に受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第13条に規定する使用料を徴収し、春日部市男女共同参画推進センター使用許可書兼領収書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

4 条例第5条第1項の規定により、センターの使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の7日前までに春日部市男女共同参画推進センター使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書（様式第3号）により市長に申請し、又は届け出なければならない。ただし、使用日を変更しようとするときは、第2項の規定を準用する。

5 前項の申請又は届出をするときは、許可書を提示しなければならない。

6 市長は、第4項の規定による申請又は届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市男女共同参画推進センター使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書（様式第4号。以下「変更等許可書」という。）により許可又は通知するものとする。

7 使用者は、使用開始前に許可書（前項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書）を提示し、係員の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成19年規則62号・87号・20年54号・29年12号・30年34号〕

(使用の許可に係る予約)

第3条の2 前条に規定する使用の許可に係る予約については、利用規則に規定する手続によるものとする。

追加〔平成19年規則87号〕

(使用終了の届出)

第4条 使用者は、条例第11条の規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成29年規則12号・30年34号〕

(使用料の減免)

第5条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成29年規則12号・30年34号・31年16号〕

(減免の手續)

第6条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除決定通知書(様式第6号)により、申請したものに通知しなければならない。

追加〔平成19年規則62号〕

(使用料の還付)

第7条 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第15条第1項又は第2項に該当するとき 全額の還付
- (2) 使用日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付
- (3) その他の場合 市長が別に定める額の還付
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成20年規則54号・29年12号・30年34号〕

(還付の手續)

第8条 使用料の還付(第3条第6項の規定による還付を除く。)を受けようとする者は、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をするときは、許可書(第3条第6項の許可を受けた者にとっては、許可書及び変更等許可書)を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付通知書(様式第8号)により申請をした者に通知し、使用料を還付するものとする。

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成20年規則54号〕

(指定管理者の指定の申請)

第9条 条例第17条第1項の規定による申請は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定申請書(様式第9号)によるものとする。

2 条例第17条第1項に規定するその他必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にとっては、その者の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) 過去3か年分の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(指定管理者の指定等)

第10条 市長は、条例第17条第2項の規定による選定の結果を前条の規定による申請をしたものに対し、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定候補者選定結果通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第17条第2項の規定により指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体(以下「指定団体」という。)に対し、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定通知書(様式第11号)によりその旨を通知するとともに、同条第3項の規定により、次に掲げる事項について速やかに告示するものとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称
- (3) 指定管理者となる団体の名称及び所在地
- (4) 指定の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長及び指定団体は、センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(事業報告書)

第11条 条例第22条の事業報告書は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者事業報告書(様式第12号)によるものとする。

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(指定の取消し等)

第12条 市長は、条例第24条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定取消等通知書(様式第13号)によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 処分した日
- (2) 処分された指定団体が管理を行っていたセンターの名称
- (3) 処分された指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 期間を定めて指定管理者の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

一部改正〔平成19年規則62号・29年12号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前までに、春日部市男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則(平成11年春日部市規則第43号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年8月1日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年11月29日規則第87号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。（後略）
（春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則の改正に伴う経過措置）
- 7 改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則第3条第2項の規定は、平成20年5月1日からの施設の利用から適用する。

附 則（平成20年6月26日規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に、改正前の春日部市春日部コミュニティセンター条例施行規則、春日部市庄和コミュニティセンター条例施行規則、春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則及び春日部市庄和勤労福祉センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月15日規則第21号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第62号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

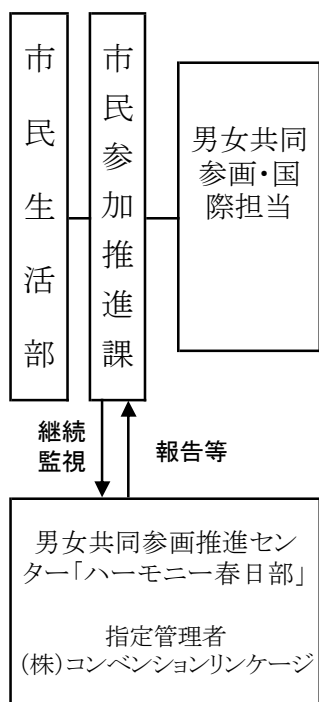
附 則（平成30年3月28日規則第34号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第16号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

5 令和4年度春日部市男女共同参画行政所管組織



ハーモニーの機能
 情報機能
 学習機能
 交流機能
 相談機能
 施設管理

※男女共同参画社会に関する調査、企画及び総合調整に関すること

※男女共同参画社会に関する施策の推進及び啓発に関すること

1 基本計画推進事業

2 諮問機関

- (1) 男女共同参画推進審議会の開催(3回)

3 各関係機関との連絡調整事業

4 啓発事業

- (1) 男女共同参画情報誌「ハーモニー」の発行 …… 指定管理者

<情報機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる図書、資料及び情報の収集並びに提供に関すること

1 情報収集・提供事業

- (1) 図書、資料等の閲覧・貸し出し …… 指定管理者
- (2) パネル展示 …… 指定管理者
- (3) センター要覧の発行…… 指定管理者

<学習機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる学習の機会の提供に関すること

2 学習事業 …… 指定管理者

- (1) 男女共同参画セミナー(4回)
- (2) 女性のためのエンパワーメントセミナー(8回)
- (3) メンズアクションセミナー(3回)

<交流機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる市民参画

3 交流事業・市民活動支援事業 …… 指定管理者

- (1) ハーモニーフェスタ2022
- (2) 男女共同参画講演会(登録団体の集い)

<相談機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる相談に関すること

4 相談事業 …… 指定管理者

- (1) 女性総合相談 (女性相談員:週4回)
- (2) 女性のからだ・母乳・育児相談 (保健師:週1回)
- (3) 女性のカウンセリング相談 (女性カウンセラー:月3回)
- (4) 女性のための法律相談 (女性弁護士:月1回)
- (5) 男性のための相談 (男性産業カウンセラー:月1回)

<施設管理>

※施設の利用に関すること

5 施設管理事業 …… 指定管理者

- (1) センター施設の貸し出し(男女共同参画意識の醸成)
- (2) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること

6 団体登録制度

男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」は、男女が平等な立場で社会のあらゆる分野に参画し共に責任を担う「男女共同参画社会」実現のための活動拠点です。

目的を持って活動する団体の把握と支援のため、登録制度をおきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 登録要件

- A { ①男女共同参画社会の実現を目指して主体的に活動する団体
B { ②会員の7割が市内在住・在勤・在学者
③団体としての目的及び活動計画を有する団体
- 登録団体A：①～③を満たす団体
登録団体B：②～③を満たす団体

※使用目的が下記に該当する場合、その団体の登録はできません。

- ①秩序及び風俗を害する恐れがあるとき。
- ②建物及び附帯設備を破損する恐れがあるとき。
- ③営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。
 - ア 収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合（目的を問わず）
 - イ 手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合。
 - ウ 公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合。
 - エ 商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾/収益事業の宣伝を目的とする場合。
- ④特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- ⑤特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
 - ※申請者（主催者）名を変えても実際の使用が宗教団体の場合は、使用できません。
 - ※布教活動及び布教活動につながる場合も使用できません。
- ⑥その他管理上支障があるとき。

(2) 登録の方法

- ① **登録団体申請書** に必要事項を記入し、**会員名簿** 及び **規約等** を添えて、センターへ申し込んでください。
※公共施設予約システムへの利用者登録申請も必要です。
- ② 申請後、**登録証(カード)** を交付します。センター使用申請の際、登録証を提示してください。

(3) 団体として使用できる施設

- ① 申込みが必要な施設
多目的ホール、生活学習室、研修室1・2、茶室、和室
- ② 申込みが不要な施設
印刷工房、サークル活動室、こどものへや(ただし、大人一人以上の監督者が必要)

(4) 登録後について

- ① 使用したい月の3か月前の1日から14日の間に公共施設予約システムを利用した抽選申込ができます。(抽選は1回です) 抽選期間終了後は先着申込になります。
- ② 登録団体同士の交流を深めると同時に、センターの目的を理解していただくため、年1回登録団体の集いへの参加をお願いします。
- ③ 登録した内容は、市民からの問い合わせの際、情報提供するものとします。
- ④ 登録は毎年自動更新となります。

7 使用 方 法

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、使用を制限させていただきます場合があります。

男女共同参画推進センターの部屋などを使用する個人や団体の方々が安全で楽しく、快適に利用できるように定めたものです。是非お守りいただきますようお願いいたします。

(1) 使用できる部屋の種類及び定員、用途（定員は机やいすを並べたときの収容人数）

①多目的ホール	定員 100名	講演会、セミナー、軽体操など
②生活学習室	定員 36名	調理実習
③相談室1	定員 4名	相談
④印刷工房		印刷・製本作業
⑤情報ライブラリー	定員 22名	図書などの閲覧
⑥研修室1	定員 39名	セミナーなど
⑦研修室2	定員 21名	セミナーなど
⑧こどものへや	定員 16名	セミナー開催・団体活動時の保育
⑨サークル活動室	定員 24名	登録団体の会合
⑩和室	定員 12名	会議など
⑪茶室	定員 10名	茶道など

(2) 使用時間と休所日

①使用時間

8：30～21：30

※使用時間は準備時間及び清掃・片付け時間を含みます。

②休所日

年末年始（12／29～1／3）

※センターの管理上必要がある時は、臨時に休所する場合があります。

(3) 使用許可申請の方法

①公共施設予約システムをご利用ください。

②抽選申し込み期間は、使用する月の3か月前の1日から14日までです。抽選申込終了後の15日以降は、先着予約になります。

③使用区分（枠）は、

午前の部 8：30～10：30／10：30～12：30

午後の部 13：00～15：00／15：00～17：00

夜間の部 17：30～19：30／19：30～21：30

とし、1団体にのみ貸し出します。

④予約は1団体月4枠までです。ただし、3日前の時点で空きがあれば使用予約を受け付けます。

⑤使用備品については、使用するものとその数を記入してください。

（例）マーカー○色○本・ラジカセ・ワイヤレスマイク○本など

⑥備品の持ち込みや部屋の装飾をする時は、事前に申し出て許可を得てく

ださい。

⑦センターとの連絡調整などのため、使用責任者を記名してください。

(4) 使用の方法

①事務室にて、使用許可書を提出し部屋のカギをお受取りください。

②使用時間を守り時間内に後片付け清掃を行い、ゴミはお持ち帰りください。

③使用後は使用報告書に記入し、鍵・使用備品と一緒に事務室へお持ちください。

④施設・備品に破損、故障があった場合は速やかに事務室へご連絡ください。

(5) 使用予約の取消しや変更

取消や変更が生じた場合は、使用日の7日前までに手続きをお願いします。

(6) 使用にあたってのお願い

①センター内での飲酒は禁止です。また、多目的ホール、情報ライブラリー、印刷工房内及び和室・茶室（茶道を除く）での飲食はご遠慮ください。

②敷地内全面禁煙です。（令和元年7月1日～）

③他の部屋の使用者に迷惑がかからないようご配慮願います。

④自動車及び自転車は所定の位置に駐車及び駐輪し必ず施錠してください。

⑤盗難、紛失等について、センターは一切責任を負いません。

⑥ペットを連れての入館はできません。ただし盲導犬・介助犬は入館できます。

⑦政治・宗教・営利目的の使用はできません。

(7) 使用許可の取消し

次のような場合は、部屋の使用許可を取消しすることがあります。

①春日部市男女共同参画推進条例第5条第2項第1号から第5号までのいずれかに違反したとき。

②偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

③職員の指示に従わないとき。

④その他管理上支障があるとき。

※使用上分からないことは遠慮なく職員にお尋ねください。

各部屋の機能と使い方

事務室		40㎡
主な用途	相談受付業務、学習相談窓口、図書貸し出し、鍵の貸出	
館内貸し出し用 備品	備品名	数量
	CDラジカセ	2
	DVDプレーヤー	1
	ワイヤレスマイク	4
	マイクスタンド(スタンド)	3
	マイクスタンド(卓上)	3
	アンプ(ワイヤレスマイク用)	2
	譜面台	10
	オーバーヘッドプロジェクター	1
	三脚付スクリーン	1
液晶プロジェクター	1	

多目的ホール		約136㎡
主な用途	講座、講演会、軽体操	
設備	椅子	100
	机	20
	ステージ折りたたみ式	2
	講演台	1
	花台	1
	アップライトピアノ	1
	壁面ミラー	
	音響操作卓(DVD、CD、VTR、カセットデッキ、マイクロホン)	1
	更衣室(ロッカー)	男女別各20
	ホワイトボード	1
遮光スクリーン		
使用方法	窓の開閉や遮光スクリーンの上下、音響卓、照明、空調の操作についてご不明な点がございましたら、職員にお聞きください。更衣室のロッカーはコイン返却方式です。清掃用具は男子更衣室内にあります。飲食はできません。	

情報ライブラリー		78㎡
主な用途	男女共同参画に関する資料、図書等の閲覧、貸出	
設備	閲覧テーブル	4
	椅子	16
特徴	約3,800冊の図書と、各市町の女性情報誌などの行政資料を備えています。	
使用方法	図書・ビデオの貸出は一人4冊(本)までです。貸出期間は図書が2週間、ビデオは1週間です。住所等を確認できるものと一緒に図書貸出登録票を窓口に提出してください。飲食はできません。	

生活学習室		約97㎡
主な用途	調理実習	
設備	調理台(流し、オープン)	6
	椅子	36
	調理道具	各種
	食器	各種
	ホワイトボード	1
	ガーデンテーブル	3
	ガーデンチェア	16
	冷蔵庫	1
	電子レンジ	1
	炊飯器	4
	ハンドミキサー	4
	ジューサーミキサー	4
	スピードカッター	4
	シューズケース	24
ワゴン	1	
	衣類用ハンガー	
使用方法	履物を脱いで入室してください。シューズケースは、室内にあります。生ごみはお持ち帰りください。調理したものをテラスで試食することもできます。調理台の下にガスの元栓がありますので、使用後は必ず閉めてください。換気扇、清掃道具は倉庫の中にあります。調理用具を使用した場合は、チェックリストに記入をして下さい。	

印刷工房		約14㎡
主な用途	男女共同参画団体の活動に関する資料の作成	
設備	印刷機	1
	紙折り機	1
	裁断機	1
	電動穿孔機	1
	大型ステープラー	1
	作業テーブル	1
使用方法	機材の操作方法は必ず職員にお聞きください。用紙はご持参ください。印刷使用簿に印刷枚数を記入してください。カウンターは印刷機内部にあります。印刷前に原稿を確認させていただき、印刷終了後に実費徴収させていただきます。	

相談室1		18㎡
主な用途	専門相談員による相談	
設備	相談テーブル、事務机	各1
使用方法	女性相談(総合相談、からだ・母乳・育児相談、カウンセリング相談、法律相談)と男性のための相談を行っています。開催日時等につきましては、広報かすかべまたは春日部市ホームページをご覧ください。	

ミーティングルーム		約7㎡
主な用途	打ち合わせ室	
設備	事務机	1
使用方法	打ち合わせ等に使用します。	

研修室1		60㎡
主な用途	研修、会議、学習活動	
設備	机	13
	椅子	39
	33インチテレビ	1
	S-VHSビデオ	1
	衣類用ハンガー	
	遮光スクリーン	
	ホワイトボード	1
使用方法	机、椅子を移動された場合は元の位置に戻してください。	

研修室2		39㎡
主な用途	研修、会議、学習活動	
設備	机	7
	椅子	21
	29インチテレビ	1
	S-VHSビデオ	1
	ホワイトボード	1
使用方法	机、椅子を移動された場合は元の位置に戻してください。	

こどものへや		約34㎡
主な用途	保育	
設備	座卓	1
	ベビーベット	1
	21インチテレビ	1
	S-VHSビデオ	1
	おもちゃ	各種
	絵本	各種
	幼児用トイレ	1
使用方法	センターの主催事業の時にお子さんを一時保育する場所です。また、保護者がセンターを利用している間、お子さんをあずかる部屋としてお使いください。その場合、必ず大人が付くようにして下さい。利用の際は、事務室にある利用簿に記入してください。個人利用はできません。	

サークル活動室		38㎡
主な用途	サークル同士交流の場、情報の提供など	
設備	テーブル	8
	椅子	20
	衣類用ハンガー	
	ロッカー(国際交流協会使用)	1
	掲示板	1
使用方法	入室前に事務室で受付をしてください。使用時間は1時間までです。共有スペースですので、譲り合ってください。飲食は可能ですが、ゴミは必ずお持ち帰りください。	

茶室		約24㎡
主な用途	華道、茶道	
設備	炉、にじり口、水屋 茶道具、華道具一式	
使用方法	入室の際は、入り口の鍵をお持ちください。茶道具、華道具を使用の場合は、チェックリストに記入してください。道具は和室と水屋上の棚に収納してあります。	

和室		約18㎡
主な用途	会議	
設備	座卓	6
	座布団	30
使用方法	入室の際は、入り口の鍵をお持ちください。飲食はできません。	

ちびっこ広場		約715㎡
主な用途	施設の前庭としてお使いください。センターの管理になりますが、休所日でもご利用いただけます。	
設備	鉄棒	2
	ベンチ	4
	滑り台	1
使用方法	小さいお子様から大人まで誰もが利用できますように、ボール遊びなど危険なことはご遠慮ください。	

その他の施設

授乳室	2階給湯室奥にあります。ベビーベッドがあり、専用の個室でお子様の世話をしてください。
給湯室	1、2階にあります。湯のみ、急須をお使いください。ただし飲食可能な部屋に限ります。
トイレ	1、2階に男女別と多目的トイレがあります。多目的トイレは、障害者はもちろん、ベビーカーなどのお子様づれにも利用できます。それぞれのトイレにはベビーベッドやベビーチェアが備えてあります。紙おむつはお持ち帰りください。
当日の利用案内	当日の利用案内は1階エントランスホール事務室前に掲示してあります。お部屋を確認してお入りください。
自動販売機	エントランスホールに清涼飲料水の自動販売機が1台あります。
駐車場	32台(身障者用1台を含む)。正面玄関前と建物北側にあります。駐車場台数が少ないため、できるだけ他の交通機関をご利用ください。

※令和元年7月1日から敷地内全面禁煙です。

8 令和4年度利用統計

<部屋別月別利用統計>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
多目的ホール	枠	76	80	98	92	78	82	107	110	93	89	90	85	1,080
	女	560	647	793	699	562	731	776	1,232	646	643	655	618	8,562
	男	92	119	178	120	79	114	116	437	90	79	97	79	1,600
	計	652	766	971	819	641	845	892	1,669	736	722	752	697	10,162
生活学習室	枠	8	8	8	7	4	7	11	7	11	17	15	15	118
	女	30	40	44	33	18	35	46	31	62	82	69	66	556
	男	27	19	21	16	17	15	35	19	19	14	26	32	260
	計	57	59	65	49	35	50	81	50	81	96	95	98	816
研修室1	枠	51	56	55	55	45	55	51	54	47	50	52	56	627
	女	193	204	243	230	164	218	202	254	169	174	283	303	2,637
	男	72	101	103	117	81	74	80	86	56	60	103	151	1,084
	計	265	305	346	347	245	292	282	340	225	234	386	454	3,721
研修室2	枠	26	25	28	28	1	30	33	30	24	21	16	32	294
	女	120	111	106	131	5	137	154	112	102	73	51	134	1,236
	男	16	11	12	16	0	17	12	16	20	15	14	23	172
	計	136	122	118	147	5	154	166	128	122	88	65	157	1,408
茶室・和室	枠	0	4	1	2	1	3	6	0	0	0	0	2	19
	女	0	8	2	7	2	10	23	0	0	0	0	6	58
	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	8	2	7	2	10	23	0	0	0	0	6	58
有料施設合計	枠	161	173	190	184	129	177	208	201	175	177	173	190	2,138
	女	903	1,010	1,188	1,100	751	1,131	1,201	1,629	979	972	1,058	1,127	13,049
	男	207	250	314	269	177	220	243	558	185	168	240	285	3,116
	計	1,110	1,260	1,502	1,369	928	1,351	1,444	2,187	1,164	1,140	1,298	1,412	16,165
有料施設昨年実績	計	1,151	1,172	1,286	1,351	944	1,048	1,314	1,422	1,106	889	702	1,169	13,554
情報ライブラリー/ エントランスホール/ ちびっ子広場	女	1,114	1,246	1,367	1,250	935	1,225	1,338	1,760	1,089	1,111	1,196	1,269	14,900
	男	385	454	506	413	288	340	374	708	285	303	363	426	4,845
	計	1,499	1,700	1,873	1,663	1,223	1,565	1,712	2,468	1,374	1,414	1,559	1,695	19,745
サークル活動室	女	17	15	15	13	0	11	13	23	6	14	14	16	157
	男	0	4	6	0	0	0	0	0	0	0	1	2	13
	計	17	19	21	13	0	11	13	23	6	14	15	18	170
こどもの部屋	女	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	5
	男	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	計	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	7
印刷工房	女	5	2	2	3	6	1	1	0	3	1	1	0	25
	男	6	2	0	0	7	3	5	3	4	1	3	1	35
	計	11	4	2	3	13	4	6	3	7	2	4	1	60
図書貸出	女	4	6	6	10	6	4	8	3	15	10	3	8	83
	男	3	9	12	10	10	13	14	10	9	5	10	12	117
	計	7	15	18	20	16	17	22	13	24	15	13	0	180
相談室	女	61	68	56	55	60	61	55	63	49	44	55	56	683
	男	2	2	3	2	3	3	3	2	3	3	3	3	32
	計	63	70	59	57	63	64	58	65	52	47	58	59	715
無料施設合計	女	1,201	1,337	1,446	1,331	1,009	1,305	1,415	1,849	1,162	1,180	1,269	1,349	15,853
	男	396	471	527	425	309	360	396	723	301	312	380	444	5,044
	計	1,597	1,808	1,973	1,756	1,318	1,665	1,811	2,572	1,463	1,492	1,649	1,793	20,897
無料施設昨年実績	計	1,374	1,446	1,530	1,584	1,034	1,253	1,466	1,559	1,331	1,180	875	1,898	16,530
利用者合計	女	2,104	2,347	2,634	2,431	1,760	2,436	2,616	3,478	2,141	2,152	2,327	2,476	28,902
	男	603	721	841	694	486	580	639	1,281	486	480	620	729	8,160
	計	2,707	3,068	3,475	3,125	2,246	3,016	3,255	4,759	2,627	2,632	2,947	3,205	37,062
昨年度利用者合計	計	2,525	2,618	2,816	2,935	1,978	2,301	2,780	2,981	2,437	2,069	1,577	3,067	30,084

※枠とは・・・使用区分のことです(19ページ(3)③参照)。

9 令和4年度情報事業

(1)情報ライブラリー／パネル展示テーマ

4月	館内利用者アンケート結果の告知
	各種相談窓口の紹介
5月	壁新聞・内牧フォークロア
	ハーモニーアダプトプログラムのクローズアップ
6月	「スポーツ分野における女性活躍の歩みと課題」
	「セクシャルハラスメントのない社会へ」(WithYouさいたま貸出用パネル)
7月	壁新聞・内牧フォークロア
8月	壁新聞・内牧フォークロア
9月	児童虐待防止 189告知
10月	館内利用者アンケート結果の告知
	ほっこりカフェinハーモニーの紹介
11月	テレジン命のメッセージ写真パネル
	女性に対する暴力をなくす運動クローズアップ
	ハーモニーフェスタ2022展示企画(春日部の自然、鉄道写真ほか)
12月	壁新聞・内牧フォークロア
	ほっこりカフェinハーモニーの紹介
1月	男女共同参画情報誌「ハーモニーVOL.18」の紹介
	渋沢栄一、荻野吟子特集
2月	壁新聞・内牧フォークロア
3月	壁新聞・内牧フォークロア
	児童虐待防止 189告知
	館内利用者アンケート結果の告知

(2) 令和4年度図書関係

男女共同参画に関する図書・行政資料等を備えています。

図書 3,808冊

ビデオ・DVD 87点

①貸出用購入図書

	書名	著者	出版社
1	歴史を変えた50人の女性アスリートたち	レイチェル・イグノトフスキー	創元社
2	せいのみざめ	益田ミリ 武田砂鉄	河出書房新社
3	同志少女よ敵を撃て	逢坂冬馬	早川書房
4	戦争は女の顔をしていない	スヴェトラナアレクシェーヴィチ	岩波現代
5	男が介護する	津止正敏	中央新書
6	集まる場所が必要だ	エリック・クリネンバーグ	英治出版
7	フェミニスト・シティ	レスリー・カーン	晶文社
8	父ではありませんが	武田砂鉄	集英社
9	自分も傷つきたくないけど他人も傷つけないあなたへ	アルティシア	KADOKAWA
10	モラハラ夫の精神的支配から抜け出す方法	福山れい	日本能率協会
11	発達障害がよくわかる本	本田秀夫	講談社

②閲覧用購入図書

	書名	発行
1	女性情報	パド・ウィメンズ・オフィス

③寄贈図書

	書名	著者	出版社
1	目の見えない人は世界をどう見ているのか	伊藤亜紗	光文社新書
2	みんなの朝ドラ	木俣冬	講談社現代新書
3	女性活躍に翻弄される人びと	奥田祥子	光文社新書
4	スピン	ティリー・ウォルデン	河出書房新社
5	ネグレクト	杉山春	小学館
6	52ヘルツのクジラたち	町田そのこ	中央公論社

	書名	著者	出版社
7	女ざらい ―ニッポンのミソジニー	上野千鶴子	紀伊国屋書店
8	エリザベスの友達	村田喜代子	新潮社
9	となりの脳世界	村田紗耶香	朝日新聞社
10	この年齢だった！	酒井順子	集英社
11	老後の資金がありません	柄谷美雨	中央文庫
12	マリコ、うまくいくよ	益田ミリ	新潮文庫
13	戸村飯店青春100連発	瀬尾まいこ	文春文庫
14	ニセ姉妹	山崎ナオコーラ	中央文庫
15	ロマンシエ	原田マハ	小学館文庫
16	強運の持ち主	妹尾まいこ	文春文庫
17	夜廻り猫 1	深谷かほる	講談社
18	総理の夫	浜田マハ	実業之日本社
19	元彼の遺言状	新川帆立	宝島社文庫
20	あなたの人生片づけます	柄谷美雨	双葉文庫
21	母性	湊かなえ	新潮文庫
22	マチネの終わりに	平野啓一郎	文春文庫
23	閉ざされた扉をこじ開ける	稲葉剛	朝日新聞
24	なぜ、わが子を捨てるのか	NHK取材班	NHK出版新書
25	THE LAST GIRL	ナディア・ムラド	東洋館出版社
26	非国民な女たち	飯田未希	中央選書
27	朝が来る	辻村深月	文春文庫
28	さくら	西加奈子	小学館文庫
29	にじいろガーデン	小川糸	集英社文庫
30	家族シアター	辻村深月	講談社文庫
31	ヘヴン	川上未映子	講談社文庫
32	海からの贈物	アン・モロウ・リンドバーグ	新潮文庫
33	幻夏	太田愛	角川文庫
34	あの日を刻むマイク	武井照子	集英社文庫
35	大きな熊が来る前に、おやすみ。	島本理生	新潮文庫

	書名	著者	出版社
36	緑の毒	桐野夏生	角川文庫
37	70歳死亡法案 可決	柄谷美雨	幻冬舎文庫
38	夢にも思わない	宮部みゆき	角川文庫
39	傲慢と善良	辻村深月	朝日文庫
40	真鶴	川上弘美	文春文庫
41	パレード	吉田修一	幻冬舎
42	白ゆき姫殺人事件	湊かなえ	集英社文庫
43	ユーヅニア	恩田陸	角川文庫
44	とめどなく囁く(上)	桐野夏生	幻冬舎
45	とめどなく囁く(下)	桐野夏生	幻冬舎
46	誰もボクを見ていない	山寺香	ポプラ文庫
47	夜また夜の深い夜	桐野夏生	幻冬舎
48	やわらかいフェミニズム シスターフッドは今	河野貴代美	三一書房
49	老いのシンプルひとり暮らし	阿部絢子	だいわ文庫
50	46歳で父になった社会学者	工藤保則	ミシマ社
51	そして、星の輝く夜がくる	真山仁	祥伝社文庫
52	バラカ(上)	桐野夏生	集英社文庫
53	バラカ(下)	桐野夏生	集英社文庫
54	若葉荘の暮らし	畑野智美	小学館

●春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」●

情報ライブラリーのご案内

＜男女共同参画に関する図書・行政資料等を備えています＞



図書の貸出

初めて借りるとき：図書貸出登録票に必要事項を記入し、住所等が確認できるものと一緒にカウンターへ提出してください。貸出券を発行します。

※春日部市在住・在勤・在学・登録団体の方に限ります。

利用方法：借りたい本と貸出券をカウンターにお持ちください。

※行政資料、館内シールが貼ってあるものは貸出できません。

貸出期間と冊数：一人4冊まで（新刊は1冊）

貸出期間は図書が2週間、ビデオ類は1週間です。

本を返すとき：午前8時30分から午後9時30分までに窓口へ返却ください。

※貸出券をお返しします。

（休館日：年末年始）

※ 貸出券を紛失された場合は窓口までお声掛けください。

春日部市男女共同参画推進センター ハーモニー春日部

〒344-0063 春日部市緑町3-3-17 TEL048-731-3333 FAX048-733-0071

国道4号線「緑町4丁目」交差点からユリノキ通り案内板から1分。

住宅地の中にある2階建ての建物です。（駐車場32台）

10 令和4年度主催事業実績

(1) 学習提供事業

主催事業内容	開催日	開催回数	延べ参加者
男性のための家事支援講座 効率よく片付けをすすめよう	5月22日	1回	15人
男女共同参画セミナー オリンピック報道とジェンダーの多様性	6月26日	1回	19人
女性のためのエンパワーメント講座 居場所作りinハーモニー	7月23日	1回	11人
女性のためのエンパワーメント講座 ゆったりすごすわたしの時間	8月27日	1回	11人
男女共同参画セミナー わたしのための法律基礎講座	9月28日	1回	16人
メンズアクションセミナー 男性の料理教室	10月1日	1回	14人
女性のためのエンパワーメント講座 ほっこりカフェinハーモニー	10月20日、11月17日、 12月15日、1月19日、 2月16日、3月16日	6回	69人
メンズアクションセミナー 男性の生きづらさを考える	1月21日	1回	8人
男女共同参画セミナー 年代別に考える女性の心と身体とお金の話	2月19日、2月26日	2回	61人
合計		15回	224人

(2) 利用団体交流事業・市民活動支援事業

主催事業内容	開催日	開催回数	延べ参加者
ハーモニーフェスタ2022	11月21日～27日	1回	527人
男女共同参画講演会(登録団体の集い)	1月15日	1回	41人
合計		2回	568人

(1)学習提供事業

事業名	【男性の家事支援講座】 効率よく片付けをすすめよう				
事業対象者	男性(定員15人)				
事業のねらい	家の片付けについて、基本の考え方とポイントを知り、無駄や無理のない片付け方を学び、家事参加を推進し女性の家事負担軽減を図る。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	5月22日(日)	参加者数	15人(男性15人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		家の片付け「効率よく片付けをすすめよう」		
	回数	1回	講師名	整理収納アドバイザー認定講師 森 由香 氏	
	備考		研修室1 14:00～16:00		
参加者からのアンケート	とても素晴らしかったです。この経験を活かしたいです。分かりやすく話をしてくれて本当に良かった。				
	片付けの考え方がわかって良かった。いつ使うかわからないものを「仮処分」して捨てる様にしようと思う。				
	在庫管理ができる範囲での整理が大事。処分方法を決める事、あとはやるかやらないかの覚悟。				
	頭で考えていたことを実行のみ。夫婦で喧嘩しないようにして実行のみ。				
	服や小物(筆記具)の片付け方がわかり参考になった。				
	結局は本人の意思と実行力の問題。予定表を作成し進める方が良い。整理の考え方は具体的で理解できた。				
	日々の整理、捨て方を考える事が重要な事が分かった。				
	自分中心で片付けの目的を決める。片付けの経験値が必要と認識した。失敗しても良い。大変参考になった。				
	聞いた事は多かれ少なかれ実施している。でも物の置場が無くなっているのは捨てる事を徹底すること。				
参考になりました。自分が生きてゆくために必要な道具であることに再認識出来ました。					

(1)学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】オリンピック報道とジェンダーの多様性				
事業対象者	一般(定員40人)				
事業のねらい	ジェンダーの多様性の視点でスポーツ報道のあり方を考える機会を提供し、無意識のうちに表現されている問題について認識してもらおう。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	6月26日(日)	参加者数	19人(女性13人、 男性6人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		オリンピック報道とジェンダーの多様性		
	回数	1回	講師名	愛知工科大学准教授 小林直美氏	
	備考		多目的ホール 14:00～16:00		
参加者からのアンケート	とても伝わりやすい内容で、想っていた以上に自分の中に入ってくるものがありました。自己理解を深め、向き合う良い機会だったと思います。				
	本日はありがとうございました。考えるトリガーを頂きました。				
	ジェンダーを認識していても、ジェンダーに対応している世の中ではないということがわかりました。自分自身ももっと考え方を改めて対応しなければならないと感じました。ありがとうございました。				
	ハーモニーでの講演は初めて参加します。今回の講演は人とコミュニケーションを図る上でも大切な事だと思い参加を希望しました。これから10年、20年後の生活がどんな形で変化していくのか自分自身も考えてみたいと思いました。				
	少しおかしいと思い見たり聞いたりする事もあるのですが、長い間の習慣で当たり前と通りすぎていた様な気がします。これからはもう少し気をつけて行きたいと思います。大変参考になるお話ありがとうございました。				
	ジェンダーだけではなく、いろいろな障害の事にも同じ気づき、学び…があるのではないかと参加させていただきました。`少しは良くなるのではないかなあ～`という先生のお言葉、胸にとめておきたいと思いました。本当にありがとうございます。夫を支えるのは当たり前の時代に生きてきた者にとって、今後もよろしく願います！！				
	日本のメディアが報道することがウソとは思わないが、伝えないことが一律に多いと感じる。良くも悪くも統制されている気がする。横並びが好きな日本人。まだまだ世界の中でのジェンダー意識が低いのがよくわかりました。				
	さらに啓発を期待します。検討する機会、場をふやしていきたい。				

(1)学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワーメント講座】居場所づくりinハーモニー				
事業対象者	一般(定員10人)				
事業のねらい	ハーモニーで女性が安心して過ごせる居場所の開設に先駆け、春日部で居場所を継続している講師や市民から運営について学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	7月23日(土)	参加者数	11人(女性8人、 男性3人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		居場所づくりinハーモニー		
	回数	1回	講師名	ぽぽら春日部 市川潤氏	
	備考		研修室1 14:00～16:00		
参加者からのアンケート	場づくりを実際にされている方のお話が聞けてよかった。実践したい。				
	地域の中の話が聞けてよかった。				
	いろいろな話が聞けてよかった。参加した方が次につながるようなシステムがあっても楽しいと思う。				
	市内で同じように居場所づくりに取り組む方々の話が聞けて自分たちの活動の参考になった。各団体が集まり、相互に参加したり、コラボできたりするとより効果的になると思う。				
	孤独を感じている方もたくさんいるとしたら、もっと活動を知っていただく手段を考えられたらいいなと感じた。本日は勉強になりました。				
	ハーモニーは建物の設計がよいのもっと多くの人が、訪れてもいいと思う。場ができることで、訪れる人が増えるとよいと思う。				
	ハーモニーでも居場所のような新しい取り組みをしようとしていることを知り、どのように実現していくのか楽しみです。「もやもや」の紹介でもあったように、それがだんだん形を変えながらよいものになっていくのだと思う。ハーモニーの居場所もそんなふうに試行錯誤で行ったり来たりしながら居心地のよい場所にしてほしい。				

(1)学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワーメント講座】ゆったり過ごすわたしの時間				
事業対象者	市内在住、在勤、在学の女性(定員12人)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、ゆったりと安心して過ごせる時間を持つ大切さを知ってもらい、心と体をケアする機会を提供する。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	8月27日(土)	参加者数	11人(女性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ゆったり過ごすわたしの時間		
	回数	1回	講師名	カウンセラー・公認心理師 海原 由佳 さん	
	備考		研修室1 13:00～15:30		
			保育あり(定員3人/1人利用)		
参加者からのアンケート	安心して講座に参加することが出来ました。安心を得られると、自然に笑顔も出て、考えも自由になりました。こういった場はとても大切だと思います。				
	ゆったりと過ごせてとてもよかったです。こんな時間はとても必要だと思いました。				
	いつもと違った時間が過ごせて楽しかった。日頃の生活も、見方を変えることでもっと楽しく新鮮な生活に変えられると思いました。				
	子どもがいるといつもバタバタしているので、手ぶらで自分のことをできる時間が持てて嬉しかった。託児がついているのでとても助かりました。				
	今まで経験をしたことがなかったのでとても楽しかった。				
	講師の方が素敵でした。何十年ぶりかの手作業、楽しかったです。ありがとうございました。				
	絵本の読み聞かせがよかったです。ゆっくりできました。				
	盛りだくさんでとても楽しかった。				
	絵本の読み聞かせをしていただいてとても懐かしい気持ちになりました。講師の方が話されたように五感を使った内容が新鮮でした。貴重な時間でした。ありがとうございました。				

(1)学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】わたしのための法律基礎講座				
事業対象者	女性(定員15人) ※申込多数のため16人まで受付た。				
事業のねらい	女性が生涯で必要になる法律や支援について学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	9月28日(水)	参加者数	16人(女性16人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		わたしのための法律基礎講座		
	回数	1回	講師名	弁護士 進藤 秀子 氏	
	備考		研修室1 10:00～12:00		
			保育あり(定員3人/2人利用)		
参加者からのアンケート	普段考えることのなかった内容から気になっていることまで、広く勉強することができたので、ありがたかったです。わかりやすかったです。				
	親族の死亡後の手続き等の話を聞いていたので参考になりました。今回のように子どもを預けて参加できる企画があると嬉しいです。				
	講座は難しかったが、いざとなったときに役に立ちそうです。				
	知っているつもりの情報も内容が違っていたりしたので勉強になりました。				
	事前に質問を書いて来るつもりでしたが、聞きたいことが講座の中でわかりました。				
	とても楽しくわかりやすく、女性の一生を見つめることができました。				
	短時間に要領よくわかりやすい話でした。続けて法律講座を開いてほしいです。				
	今回は基本的なことを知ることが出来ました。盛りだくさんの内容なので連続講座にしてほしい。得るものが多い講座に出会えました。				
	質疑応答で講師の方が的確にアドバイスされていて、特にためになりました。				
女性の人生の中で起こるかもしれないさまざまなことに対する解決のヒントを学ぶことができました。初めて知る内容が圧倒的に多く、大変ためになりました。相続や年金についても知りたいと思います。					

(1)学習提供事業

事業名	かすかべ遊学フェスティバル参加事業 【メンズアクションセミナー】男性の料理教室				
事業対象者	男性(定員15人)				
事業のねらい	日常的な料理に役立つ基本を学びます。また料理を通じて地域における新たな仲間づくりの場とする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	10月1日(土)	参加者数	14人(男性14人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		男性の料理教室		
	回数	1回	講師名	春日部保健所 地域活動栄養士会 宮武 佐治子氏、中山 順子氏	
	備考		生活学習室 10:00～12:30		
参加者からのアンケート	先生の説明が分かりやすく、上手に作る事が出来ました。また参加したいです。料理教室の回数を増やして欲しい。				
	フライパン・クッキングシートの利用が思ったより簡単に出来、良い経験でした。また参加したいです				
	思った以上においしく作れました。是非、復習して身に付けたい。				
	先生の指導がとても分かりやすく、楽しく過ごせました。男性の料理教室が半年に1回くらいあれば良いと思います。				
	参加して良かった、料理教室の回数を増やして欲しいです。				
	以外と簡単に作れ、楽しく料理が出来ました。また参加したいです。				
	初心者でも簡単に作れる様に、丁寧に説明していただきました。				
	この活動は続けて欲しいです。 中華・イタリアンのメニューもお願いしたいです。				

(1)学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワーメント講座】 ほっこりカフェinハーモニー(第1回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つ大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流しエンパワーメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	10月20日(木)	参加者数	10人(女性10人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第1回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		和室・茶室 13:30～15:30		
			映画鑑賞		
参加者からのアンケート	はじめての企画でよかったです。来月も参加します。				
	ハーモニーがこのような企画をしてくれて嬉しく思う。これからも継続していただきたいです。				
	映画を楽しみに来ました。みんなで共有する時間があったてよいものだと思います。また、来ます。				
	みなさんよい人ばかりでよかったです。これからもよろしくお願いします。				
	初めて参加して、本当に第一歩が踏み出せそうです。				
	広報で「ほっこりカフェ」を知りました。春日部市に引っ越してきて、このような交流の場を探していました。				
	この講座で男女共同参画推進センターの事をはじめて知りました。				
	このような企画はとてもよいと思う。映画を楽しみにしています。				

(1)学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワーメント講座】 ほっこりカフェinハーモニー(第2回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つ大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流しエンパワーメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	11月17日(木)	参加者数	7人(女性7人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第2回)		
	回数	1回	講師名	稲垣 百代 氏 (読み聞かせ) / スタッフ	
	備考		研修室1 13:30~15:30		
			読み聞かせ(稲垣 氏)、Xmasイルミネーション制作		
参加者からのアンケート	とても温かい雰囲気ので心がホッとします。読み聞かせもとても良かったです。				
	楽しい時間をありがとうございました。読み聞かせも大変楽しかったです。職員の皆様、大変だと思います(材料の準備など)が長く続くようにお願いします。				
	本日は楽しく過ごさせて頂きありがとうございます。物作りは苦手なのですが、トライしてみようと思っています。次回も参加したいと思います。				
	2回目で不安が有りましたが、皆さんとお話しながら何とか楽しく作る事が出来ました。有難うございました。				
	大人の読み聞かせがこんなにおだやかな気持ちになるなんてと驚きです。ありがとうございました。工作も楽しかったです。				

(1)学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワーメント講座】 ほっこりカフェinハーモニー(第3回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つ大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流しエンパワーメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	12月15日(木)	参加者数	11人(女性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第3回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			水引制作		
参加者からのアンケート	楽しかったです。また、教えてほしい。次回も楽しみです。				
	初めての水引、思うように手が動かなかったが、かわいく出来上がり嬉しかった。材料費は有料でもよいと思う。				
	お世話になりました。初めて参加したが、久しぶりに手を動かしてとても楽しかったです。 落ち着いた雰囲気的空間で作業ができました。次回もきます。				
	水引の作り方が頭の体操になってよい刺激になりました。 みなさんのアイデアが豊富でよかったです。				
	あわじ結びの名前や結び方を教えていただきありがとうございました。何とか作品ができました。ありがとうございました。				
	自分で何かを作るのは楽しかったです。				
	前回参加できませんでしたが、瓶の作品も参加したかったです。				
	初めて参加しましたが、とても楽しかったです。ありがとうございます。				

(1)学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワーメント講座】 ほっこりカフェinハーモニー(第4回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つ大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流しエンパワーメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月19日(木)	参加者数	13人(女性13人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第4回)		
	回数	1回	講師名	藤井 彩奈 氏	
	備考		生活学習室 13:30~15:30		
			バレットジャーナル制作		
参加者からのアンケート	普段やらないようなことができて楽しかったです。これをきっかけに少しずつでも、家計を見直して行きたいと思います。どうもありがとうございました。				
	手先を使ってシールをはがすのが、すごくよかったです。ありがとうございました。				
	初めて知りました。バレットジャーナルという言葉。学生時代を思い出し、何とも言えない楽しみの時間でした。				
	楽しく、若い感覚が戻った感じでまた、皆さんのお話もはずんで、「ほっこりカフェ」でした。ありがとうございました。				
	とても楽しかったです。普段は手帳でスケジュール管理をしているのですが、今日はただただおもしろく、自分だけのノートを作りました。ほっこりできた時間を持てました。				
	自分の感情を表すのに、わかりやすいのでとてもよかったです。				
	自分のオンリーワンの手帳が出来上がり、とても嬉しいです。				
	ゆっくりとした時間が過ごせてよかったです。また、参加したいと思いました。				
いろいろなシールがあり、久しぶりにトキメキました。毎回いろいろな事をしていただけるので楽しみにしております。					

(1)学習提供事業

事業名	【メンズアクションセミナー】 男性の生きづらさを考える ～充実した日々を過ごすには～				
事業対象者	男性(定員30人)				
事業のねらい	男性が生きづらさを感じている現代において、ストレス社会を生き抜く知恵と男性の幸せとは何かを講義やグループワークを通して考える。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月21日(土)	参加者数	8人(男性8人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		男性の生きづらさを考える		
	回数	1回	講師名	産業カウンセラー キャリアコンサルタント 本多 正樹 氏	
	備考		研修室1 14:00～16:00		
参加者からのアンケート	ストレス社会を生き抜く知恵という事で、講師の経験を含んだ話が聞けてとても参考になりました。今日学んだ内容を少しでも日常生活で意識出来る様にしたいです。				
	分かりやすい内容で大変参考になりました。実例の話が聞けたらもっと良かったです。今後もこの様な男性(女性)講座を企画して下さい。				
	直面した個人々の状況が分かり少し安心しました。前向きに考えて進む事は大切だと思いました。				
	参加者の方々から色々な話が聞けて良かったです。				
	好きな事をやり続ける事は素晴らしい。「人生の目標」、いい言葉です。				
	講師の前向きな話が聞けて良かった。				
	男性が参加出来る講座を増やして欲しい。				
	おおよその内容は既に知っている内容であった。コロナで社会が変化し意識にも変化が起こっているので、現在・これからの見据えた講演にして欲しい。				

(1)学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワーメント講座】 ほっこりカフェinハーモニー(第5回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つ大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流しエンパワーメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	2月16日(木)	参加者数	15人(女性15人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第5回)		
	回数	1回	講師名	土屋 俊子 氏 / スタッフ	
	備考		生活学習室 13:30～15:30		
			桃の節句の飾り制作		
参加者からのアンケート	おひな様、とても可愛らしくて楽しかったです。様々な工夫とアイデアが毎回とても楽しいです。				
	初めて参加しましたがとても楽しく過ごせました。みなさんの色々な作品が見られてよかった。				
	毎回楽しませて頂きまして毎回来るのが楽しみです。今まで作った作品は全て室内に飾っています。				
	和気あいあいと楽しい時間でした。ぶきっちょな私でもなんとか作品にしました。最後の土屋先生のトルコに関するお話はとても良かったです。				
	アッという間に時間が過ぎ去りました。3回出席しましたので私の部屋に3個の作品が飾ってあります。楽しみです。				
	できるか自信がなかったがなんとかできました。楽しくできました。				
	毎回いろいろ作れて楽しいです。				
	作ることは苦手ですが楽しかったです。又参加したいと思います。				
	個性的なモノができて良かったです。				
かわいらしいお飾りをどれも使いたかったのですが美的センスを問われるかと思いい少な目で…お気に入りになりました。ご指導ありがとうございました。					

(1)学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】年代別に考える女性の心と身体とお金の話				
事業対象者	女性(定員20人) ※申込多数のため38人まで受け付けた。				
事業のねらい	女性の健康と権利を学び、年齢によって大きく変動する女性ホルモンのしくみや、その影響が及ぼす心や身体の不調を知り、加齢等による不安を緩和する方法を実践等で学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	2月19日(日)	参加者数	38人(女性38人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ホルモンバランスと心と身体のケア		
	回数	1回	講師名	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 教授 兼宗 美幸氏	
	備考		多目的ホール 13:00～15:00		
参加者からのアンケート	分かりやすい説明でよかったです。 今後も健康のことを取り上げてほしいです。				
	講師の言葉つかい、選びがデリケートで共感できることがたくさんありました。				
	ハーモニー春日部は初めて利用しましたが、今日はとても参考になりました。 今後も興味がもてる講座は申し込みたいです。				
	これからの生活に大切なことを一つ一つ確認できてよかったです。				
	とてもためになる内容でした。少しずつ内容を変えて定期的に開催してくれると嬉しいです。少し気持ちが楽になりよかったです。				
	よい話が聞けました。自分を見つめなおす機会が出来ました。				
	指の体操、パニック安心体操など意識していきたいと思います。 これからの未来予想図など考えもしなかったので必要なことだし続けたいです。				
	今回の講座に参加させていただき、参加した自分、一步踏み出せたことを褒めたいと思いました。ホルモンバランス、DV等なかなか聞くことができない(聞きにくい)話を聞けてよかったです。				
	今後の自分のために参加しました。講座を受けることでとても前向きな気持ちになりました。ほめ日記ぜひ、やらせていただきます。				
年を重ねるごとに不調のある自分の身体を少し優しくなりました。病気もしたからこそ今素直に話を聞ける自分がある。そんな気づきがありました。					

(1)学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】年代別に考える女性の心と身体とお金の話				
事業対象者	女性(定員20人) ※申込多数のため23人まで受付た。				
事業のねらい	女性が生涯にわたり安心して暮らすためには、経済的な問題が大きく関わる。高齢期の女性の多くは老後の資金を公的年金に頼りたいと考えている。現在の女性がおかれている年金制度や背景を知り、さまざまなライフプランに応じた年金の受給の仕方について学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	2月26日(日)	参加者数	23人(女性23人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		公的年金の仕組みについて学ぼう		
	回数	1回	講師名	特定社会保険労務士 岩井 通雄 氏	
	備考		研修室1 13:00～15:00		
参加者からのアンケート	分かりやすい説明でした。遺族年金について聞きたいと思っていたのでよかったです。兄弟、両親にも知らせたいと思う内容もあったので、早速活用させて頂きます。				
	わかりにくい事も詳細に丁寧に説明して頂きよく分かりました。				
	あと10年後のことなのでセミナーに参加してよかったです。				
	なかなか理解しにくい年金のこと、少しですがわかりました。今後はもっと知っていけると思います。				
	今日は貴重なお話ありがとうございました。わからない事が今日のお話で理解できました。				
	年金の話は知識があまりありませんでしたので、大変参考になりました。講師の岩井さんの説明も聞きやすくわかりやすかったです。				
	大変参考になりました。解りやすかったです！				
	幅ひろく年金について知る事が出来ました。老齢基礎年金と老齢厚生年金を分けて支給の選択を出来る事を初めて知りました。				
	今回とてもわかりやすくてよかった。公的年金の仕組みについての学びは時々やっていただくと多くの人が知ることができると嬉しいです。				
	わかりやすく説明して下さい良かったですと思います。				
休日に開催して頂いてありがたいです。					

(1)学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワーメント講座】 ほっこりカフェinハーモニー(第6回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つ大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流しエンパワーメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月16日(木)	参加者数	13人(女性13人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第6回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		生活学習室 13:30～15:30		
			お花のアレンジメント		
参加者からのアンケート	ステキなコースージュができました。とても楽しい時間でした。				
	久しぶりに楽しく作らせていただきました。初めての参加でしたがよかったです。				
	大人が楽しく遊べて気分がリフレッシュされました。童心に返れる唯一の場所。これからも長く続けてほしい。				
	今日の花は外出の時に胸に飾ります。				
	最初から参加しています。毎回いろいろな事をしていただき楽しみにしています。				
	色々な教材を使って可愛いものが作れて、とても気持ちがいいです。簡単すぎず難しすぎずの物を考え出すのは、大変だと思いますが、私たちにとってはよい時間を過ごす事が出来るので、とてもありがたいです。				
	フェルトでこういう物ができるとは。楽しくできてよかった。				
	とても楽しかったです。丁寧でした。ありがとうございました。				
見本の様にはいきませんでしたが、可愛くできました。					

(2)利用団体交流事業・市民活動支援事業

事業名	ハーモニーフェスタ2022			
事業対象者	一般市民・こども			
事業のねらい	基調講演、ビデオ上映、手芸教室や料理教室等々のイベントを行ない、より多くの方にハーモニー春日部を知っていただくとともに男女共同参画に関する様々な情報を提供する。			
実施回数	実施日 (曜日)	11月21日(月)～ 11月27日(日)	参加者数	527人
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル	『ふれあい ささえあい たすけあい ～なくそう差別 築こう平和～』		
	木工工作教室	ハーモニーコンサート	てぶくろシアター	手芸教室
	飛び出す「わたしのXmasカード	演舞の実演	女性が安心しておしゃべりする場所	春日部アマチュア音楽祭
	男女共同参画ビデオ上映	夢追いコンサート1	夢追いコンサート2	男女共同参画基調講演
	親子科学教室	美しい文字を書こう	朗読発表会	音楽鑑賞会
	心で聴て味わう朗読会	ティラノサウルスを作ろう	各種展示コーナー	焼きたてパンの販売
	手作り品・食品・洗剤等の販売	食生活の改善パンフ配布		
参加者からのアンケート	ハーモニーフェスタの様な素晴らしいイベントを実施していると共に、図書も有り、鏡の有るホールも有るので良いと思うが、場所の認知度が低い。			
	ハーモニーフェスタをもっと市民の皆様には知らせたほうが良い。			
	場所がわかりにくく、道順も分かりづらい、目につく案内板を設置して欲しい。			
	2022・4月に春日部に転居してきました、これからもフェスタに参加したいと思う。			
	スタッフは大変でしょうが、楽しみにしていますので続けて下さい。			
	今回初めて参加し楽しいひと時を過ごすことが出来ました。来年も参加したいと思っておりますので、来年も開催して下さい。			
	初めて参加しましたが、素晴しかったです。			
	若い人にもっと参加して欲しいと思います。			
	内容が豊富で手作り感が有ってとても楽しめました。			
キッチンカーやドリンクコーナーが充実していれば、フェスタも盛り上がるのでは無いかと思う。				

(2)利用団体交流事業・市民活動支援事業

事業名	令和4年度男女共同参画講演会 「登録団体の集い」				
事業対象者	「ハーモニー春日部」登録団体及び一般				
事業のねらい	ドキュメンタリー映像と監督のトークを通して、タイの女性や子どもたちの置かれている現状を知り、女性の自立や支援について考える。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月15日(日)	参加者数	41人(女性37人、 男性4人)(23団体)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		映画上映&監督トーク『空とコムローイ』		
	回数	1回	講師名	三浦 淳子 監督	
	備考		多目的ホール 13:30~15:45		
参加者からのアンケート	感動しました。大変良かったです。タイの村の人たちの生活が自然と伝わってきました。				
	ドキュメンタリーを観て、監督の思いを聴くことができよかったです。貴重な時間でした。				
	地域の人たちが子どもたちを育てている昔の風景を思い出しました。今は関りが薄くなっているが、少しでも関りあうことが大切だと思います。				
	初めて観て、知ることができました。監督の生の声が聴けて感謝の気持ちでいっぱいです。				
	自分では体験できないことを追体験できました。				
	現在の子どもたちの生活を比べると、親が解決するのではなく、子どもたちが子どもたちなりの解決しようという雰囲気伝わってきました。				
	今回のような社会的な勉強ができれば、またお願いします。				
	今の私たちの生活が恵まれているか痛感しました。				
	少数民族の状況、子どもたちの表情を詳細にとらえていて、とてもよい映像でした。				
	20年前タイでは妊婦のエイズが1割だと知りました。学校に通うこと(教育)の大切さを知りました。				

11. 令和4年度 自主事業実績

自主事業内容	開催回数	延べ参加者
パープル/オレンジライトアップ(11/5~12/4)	1回	500人
パープル・オレンジクローズアップ(11/12~11/27)	1回	300人
ハーモニーアダプトプログラム(通年)	1回	---
合計	3回	800人

12 令和4年度ハーモニー相談事業

ハーモニー相談は、女性相談員による女性の悩み相談と、男性相談員による男性のための相談を行っています。秘密は守ります。お問い合わせください。(TEL731-3333)

相談曜日	相談時間	相談内容
月曜日	午前10時～ 午後3時	女性総合相談(電話相談可・予約可) 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
火曜日	午前10時～ 午後3時	女性総合相談(電話相談可・予約可) 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
水曜日	午前10時～ 午後3時	女性総合相談(電話相談可・予約可) 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
木曜日	午後1時～ 午後4時	女性のからだ・母乳・育児相談(電話相談可・予約可) 女性の体の健康、母乳、育児などの悩みに保健師が応じます
金曜日	午前10時～ 午後3時	女性総合相談(電話相談可・予約可) 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
第1・2・3 土曜日	正午～ 午後4時	女性のカウンセリング相談(面接・予約可) 女性の心の悩みに女性カウンセラーが応じます
第4土曜日	午後1時～ 午後4時	女性のための法律相談(面接・予約可) 女性の離婚、DVなどの法的解決に女性の弁護士が応じます。 ※市内在住の女性、年度に一人1回
第1日曜日	午後1時～ 午後4時	男性のための相談(電話相談可・予約可) 男性の心の健康、生き方などに男性の相談員が応じます

(1)女性の悩み相談 利用統計 (令和4年度分)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
家族との関係	夫(妻)	21	28	15	18	21	16	15	10	7	11	5	13	180	26.4
	夫の暴力	0	8	8	9	8	11	3	9	6	2	2	4	70	10.3
	夫以外からの暴力	0	1	0	1	0	0	2	0	1	0	1	0	6	0.9
	離婚	8	15	7	6	6	12	5	11	7	0	5	6	88	12.9
	子ども	16	20	12	16	18	17	12	21	11	9	15	12	179	26.3
	親	9	7	12	9	9	13	12	14	11	11	17	15	139	20.4
	兄弟	5	5	5	3	3	6	7	10	10	7	8	6	75	11
	配偶者の家族	1	2	0	0	1	3	2	1	0	1	0	1	12	1.8
近隣		1	3	1	2	0	1	1	5	1	2	1	6	24	3.5
友人		1	3	2	4	1	1	1	0	4	2	1	3	23	3.4
自分のこと	職場	1	0	2	0	1	5	1	1	1	2	2	5	21	3.1
	性格	2	1	3	0	0	3	2	0	0	0	0	1	12	1.8
	生き方	6	6	6	3	4	4	8	6	1	8	7	2	61	9
	LGBT・性同一性障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.3
	その他	0	6	2	1	1	2	1	3	1	2	1	2	22	3.2
ライフサイクル	思春期	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	7	1
	子育て	1	1	2	0	1	1	1	0	0	1	0	2	10	1.5
	中年	0	0	3	2	0	0	4	1	1	0	0	1	12	1.8
	老年	4	6	4	4	1	5	4	5	1	3	5	2	44	6.5
仕事	就職/転職	1	3	1	4	3	2	2	3	2	4	6	2	33	4.8
	労働環境	1	1	2	0	0	3	3	1	0	2	0	3	16	2.3
	ハラスメント	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0.6
	その他	0	0	0	1	5	1	4	3	1	0	1	4	20	2.9
生活	経済	7	10	9	14	12	11	11	11	10	5	10	3	113	16.6
	介護	9	10	6	5	7	6	2	1	0	0	7	2	55	8.1
健康	体	15	9	4	12	13	9	12	7	13	12	9	8	123	18.1
	心	39	33	28	30	34	31	32	32	34	30	28	36	387	56.8
	その他	0	4	3	0	1	0	3	2	3	1	1	0	18	2.6
その他		13	4	4	8	10	8	7	9	7	15	12	7	104	15.3
合計		163	186	145	153	160	172	158	166	133	130	144	150	1860	100
相談者数		61	68	56	55	60	61	55	63	47	44	55	56	681	
昨年度相談者数		77	67	77	60	60	63	58	58	45	57	55	52	729	

※各割合は小数点以下第2位を四捨五入してしているため、合計が100%にならない場合がありますが、便宜上100%と表記しています。

(2) 男性のための相談 利用統計 (令和4年度分)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%	
家族との関係	妻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	13	40.6	
	妻の暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	妻以外からの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	離婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4	12.5
	子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	兄弟	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3	9.4
	配偶者の家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近隣		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
友人		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自分のこと	職場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3.1	
	性格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	生き方	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	5	15.6
	LGBT・性同一性障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	4	12.5
ライフサイクル	思春期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	子育て	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	老年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
仕事	就職/転職	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3.1	
	労働環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活	経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3.1	
	介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健康	体	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3	9.4	
	心	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	9.4	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	6.3	
合計		2	2	4	3	3	3	5	2	3	4	4	5	40	125	
相談者数		2	2	3	2	3	3	3	2	3	3	3	3	32		
昨年度相談者数		2	3	1	2	2	1	3	2	3	2	2	2	25		

※各割合は小数点以下第2位を四捨五入してしているため、合計が100%にならない場合がありますが、便宜上100%と表記しています。

春日部市男女共同参画推進センター要覧

令和5年度版

(令和4年度統計)

令和5年7月発行

編集・発行 春日部市 人権共生課

(人権共生担当)

TEL 048-736-1111 (内線2435)